

1 目 的

女性や若者、障がい者の就労を総合的にサポートするため、現在実施しているJobサポのシステムを活用し、就職困難者と人材が不足している事業者とのマッチング等を実施し、就職困難者の就業を促進するとともに、人材不足の業界に人材を提供し、人材不足の解消を図る。

2 現状と課題

（これまでの取組）

- ・ 就業困難者に対する支援としては、求人開拓員（障がい者）、女性就業支援員（女性）、ジョブカフェ信州（若者）等により支援を実施しており、それらの窓口として各地域振興局に「女性・障がい者等就業支援デスク」を設置しているところ
- ・ また、新型コロナウイルスの影響による失業者と人材不足企業のマッチング支援のため、令和2年8月に「Jobサポ」を新たに設置

（現状と課題）

- ・ 雇用に対するコロナの影響が見通せない中、令和5年度以降も引き続きコロナの影響による相談者が増加する可能性があること
- ・ ハローワークの窓口対応では就職に結びつかない就業が困難な方が存在しており、ハローワークのみでは支援が届かない部分があること

3 強化の内容

令和5年度より各地域振興局に地域就労支援センター（仮称）を設置することとし、引き続き県内の求職者等への就労を支援

- ・ コロナ失業者に限らない求職者への伴走型支援・求人開拓の実施
それぞれターゲットを絞って実施していた事業を統合し、多様な求職者へ対応する。また、人材会社に委託をすることにより、女性向け求人、障がい者向け求人等について効率的な求人開拓を行うことで、求職者のニーズを満たすマッチングの可能性を高めることができる。
- ・ 相談体制の強化（オンラインツールの整備、柔軟な相談場所対応）
旧事業においては対面や電話での相談対応がメインであったが、オンラインでの相談体制を構築し、多様な利用者のニーズに応えられるような柔軟な相談体制を実現する。
- ・ 全県的な対応
センターとして全県一括対応とすることで求人情報の共有や、他地域でのマッチング可能性の高い求人紹介等、全県的かつ組織的な対応が可能となる。
- ・ 副業・兼業の推進
委託内容に業務の切出し等副業求人の開拓やセミナー実施を含めることにより、県内企業の人材不足解消の手法の一つとして副業人材活用の機運を高めるとともに、子育て中の女性等フルタイムでの就業が困難な方や専門人材のスポット活用の推進を図る。

④ U I J ターン就業・創業移住支援事業

労働雇用課

1 現在の取組

三大都市圏の転入超過となっている都府県からの県内移住の促進、県内企業等の担い手不足の解消を目的に、市町村と共同してR1年度から一定の要件を満たす移住者へ移住支援金を支給
R1年度からの支給実績 計 186 件 (R4.12時点)

2 取り組みの方向性

- 令和3年に出生数が過去最少を更新するなど、少子化に歯止めがかかっていない現状
- 子育て世帯（子ども・若者・女性）の県内移住を一層促進するため、国の制度改正に合わせ、現在の世帯に対する移住支援金の子ども一人当たり最大 30 万円の加算額を最大 100 万円まで拡充（子育て加算）
- 県独自で対象を拡大している、東京圏、愛知県及び大阪府からの移住者に対する移住支援金についても、併せて子育て加算を最大 100 万円へ拡充
- 本拡充は、令和5年4月1日以降移住者から適用する予定

	現行制度	拡充案（R5年度～）
対象者	①東京23区又は東京圏在住者のうち東京23区通勤者（国要件） ②①に該当しない東京圏、愛知県及び大阪府からの移住者（県独自）	①東京23区又は東京圏在住者のうち東京23区通勤者（国要件） ②①に該当しない東京圏、愛知県及び大阪府からの移住者（県独自）
支給額	単身世帯：最大60万円 2人以上世帯：最大100万円 （18歳未満の子どもに一人につき最大30万円を加算）	単身世帯：最大60万円 2人以上世帯：最大100万円 （18歳未満の子どもに一人につき最大100万円を加算）